

締約国に関する情報 L V	ラトビア  一般情報	附属書 B 1 L V
国内官庁の名称	Latvian Patent Office (ラトビア特許庁)	
所在地及び郵便のあて名	7(70) Citadeles iela, LV-1010 Riga, Latvia	
電話番号	(371) 709 96 22	
ファクシミリ装置	(371) 709 96 50	
電子メール	valde@lrpv.gov.lv	
インターネット	www.lrpv.gov.lv	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願又はその国際出願の補充若しくは補正を含む差替用紙である場合には、送付の日から14日以内に提出  他の書類の場合には、請求がない限り提出義務はない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL, Express Mail Service 又は United Parcel Service の配達サービスを条件とする。	
ラトビアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択によりラトビア特許庁、欧州特許庁 (EPO) 又は WIPO 国際事務局 (附属書C参照)	
ラトビアが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	欧州特許: 欧州特許庁 (EPO) (国内段階参照)	
ラトビアを選択できるか?	できる (PCT 第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	欧州特許	
国際型調査に関するラトビアの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	欧州特許を目的とする指定の場合: 情報は現在準備中	
ラトビアが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
欧州特許については、附属書B 2の欧州特許機構 (EP) を参照		